

令和6年度 和泉小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共にいじめが発生してしまった場合には、組織をあげて適切な対処に全力で取り組む。

1. いじめの定義・重大事態の定義

【いじめ】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

【重大事態】

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「公立の学校」において、重大事態が発生した場合は、学校は当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告することが義務付けられている。(いじめ防止対策推進法 30 条)

2. いじめ防止の取組み

○教職員による指導について

- ・一人一人の活躍の場の設定(学級経営の充実)
- ・児童が自律的に学び合う学習の創造
- ・学習や行動をふり返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における対話の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定

○児童に培う力とその育成に向けた具体的取組

- ・いじめ防止の啓発資料(リーフレット、ポスター等)の作成、活用
- ・児童の成果への即時かつ具体的評価(コメントやことばがけ等)
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成(フレンドシップサポート)
- ・成長にちよびためず子ども像の周知と規範意識、善悪の判断力等の育成等

○児童の主体的な取組

- ・児童を中心とした縦割り班活動の充実。
- ・高学年を中心に、道徳や特別活動を活用して、いじめ防止活動の計画と積極的な参加。
- ・あいさつ運動、いじめ防止標語コンクール、「社会を明るくする運動」ミニ集会への意欲的な参加。

○家庭や地域との連携

- ・ホームページ等で本校いじめ防止基本方針の周知。
- ・適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いの実施。
- ・いずみこどもプラザ、シルバー人材や外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告の励行。

3. いじめ早期発見の取組み

1. いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有

- ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
- ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有

○いじめと悩みに係るアンケート調査

- ・年3回の学校生活アンケート(6月・11月・2月)とその対応

※アンケート結果をもとに後日学級担任が全員面談を行い、適宜状況の聞き取りや指導を行う。

※アンケート内容は、その時の児童実態に応じて設定する。また、聞き取り調査を実施し、教職員がいじめ評価と改善を行う。

○ふり返りカード等の活用

- ・授業中の様子やふり返りカードを活用した子どもたちの思いと願いの把握
- ・一日の始まりと終わりの会の充実

○不断の子どもたちの見とり情報交換

- ・日々の授業の充実
- ・自己有用感と自尊感情の醸成

2. 早期発見に係る組織

- ・教職員間の情報交換
- ・教育相談体制
- ・スクールライフサポーターの活用
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・特別支援推進委員会
- ・保護者からの訴えに係る窓口の一本化(生活指導主任)

3. 家庭や地域との連携

- ・学校だよりや学年だより、学級だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知(学校だより等で)
- ・下校時の旗振り等を通じた児童の実態の情報交換(地域ボランティア・万世橋警察スクールサポーター)

4. 生活指導に関する各連絡会

【生活指導夕会】…毎週木曜日:低学年、金曜日:高学年(専科・ステップ)

学級の様子や気になる児童の情報共有を教職員全体で行う。

記録データを保管・共有する。

【生活指導全体会】…特別な配慮が必要な児童や支援を要する児童に関して、教職員で情報共有を行う。

年2回行い、児童の実態について全職員で共通理解を図る。

【健全育成サポート会議】…学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る取り組みを行う。

○校内職員:校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター
各学年主任・養護教諭・SC

○校外関係者:弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察、民生・児童委員、指導主事、
スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策委員会】…いじめ事案が生起した時、組織的に対応し、問題解決に当たる。

○構成メンバー:管理職、生活指導主任、当該学級担任、養護、SC、SLS、ステップ

4. いじめ発見時の対応

① 速やかな報告の徹底

情報受信者 → 担任、学年主任 → 副校長（千代田区教育委員会） → 校長 のルートで報告
情報受信者を中心に「いじめ発見報告書」を作成し、副校長へ提出する。

② 第1次健全育成サポート会議

- ・「いじめ発見報告書」、被害・加害児童の「家庭環境調査票」を用意する。
- ・事実確認 → 「いじめ対応に係る事実確認票」を活用

③ 事実確認の実施

- ・被害児童、加害児童、周辺児童への聞き取り → 「聞き取り記録」を活用
- ・被害児保護者、加害児保護者とは面談を行い、今後の具体的な対応を説明する。

④ 第2次健全育成サポート会議

- ・第1次健全育成サポート会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
- ・5つの班でいじめ解消を確認するまで対応を継続する。

被害児童
対応班

加害児童
対応班

周辺児童
対応班

被害児童保護者
対応班

加害児童保護者
対応班

※全て、時系列で、記録を取り、複数で対応することを原則とする。

※完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

※いじめ解消後、3か月が経過するまでいじめ個票を提出する。

5. いじめ防止のための学校組織及び体制

◎校内体制

「健全育成サポート会議」

【校長・副校長・教務主任・生活指導主任・主幹教諭・特別支援教育コーディネーター・各学年主任・養護教諭・SC】

◎関係機関との連携

- ・千代田区教育委員会との連携
- ・児童相談所、千代田区教育研究所児童家庭支援センターとの連携
- ・万世橋警察署、スクールサポーターとの連携

